

加古川市特別支援教育就学奨励費支給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、特別支援学校への就学奨励に関する法律(昭和29年法律第144号)の趣旨に基づき、義務教育の円滑な実施に資するため、加古川市立小学校、中学校及び義務教育学校の特別支援学級(以下「特別支援学級」という。)に在籍する児童又は生徒の保護者に対する特別支援教育就学奨励費(以下「就学奨励費」という。)の支給について、必要な事項を定めるものとする。

(支給対象者)

第2条 就学奨励費の支給対象者は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 市内に住所を有する特別支援学級に就学する児童又は生徒の保護者
- (2) 市内に住所を有する通級指導教室等に通級する児童又は生徒の保護者
- (3) 市内に住所を有する通常の学級に就学する学校教育法施行令第22条の3に該当する児童又は生徒の保護者

(就学奨励費の種類)

第3条 就学奨励費の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 学校給食費
- (2) 学用品・通学用品購入費
- (3) 新入学児童生徒学用品費(義務教育学校の後期課程への進級の際に必要な学用品費を含む)
- (4) 体育実技用具費
- (5) 校外活動費(宿泊を伴うもの)
- (6) 校外活動費(宿泊を伴わないもの)
- (7) 修学旅行費(義務教育学校前期課程6年生においては、修学旅行に代わる行事に要する費用を含む)
- (8) 通学費
- (9) 交流及び共同学習交通費
- (10) 職場実習交通費

2 前条第1号又は第3号の規定に該当する保護者で、第1号に掲げる者には前項第1号から第10号までの就学奨励費を支給する。ただし、第2号に掲げる者には前項第3号及び第8号から第10号までの就学奨励費のみを、第3号又は第4号に掲げる者には前項第8号から第10号までの就学奨励費のみを支給する。

- (1) 特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令(昭和29年政令第157号)第2条に規定する収入額が、同条に規定する需要額の2.5倍未満の額の世帯に属する者
- (2) 生活保護法(昭和25年法律第144号)に規定する教育扶助を受けている者
- (3) 加古川市就学援助規則(昭和54年加古川市教育委員会規則第9号)第3条の規定に

より就学援助を受けている者

- (4) 特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令(昭和 29 年政令第 157 号)第 2 条に規定する収入額が、同条に規定する需要額の 2.5 倍以上の額の世帯に属する者

- 3 前条第 2 号の規定に該当する保護者には、前項第 8 号の就学奨励費のみを支給する。
(支給額)

第 4 条 就学奨励費の支給額は、国の定める国庫補助限度単価に準ずる。ただし、学用品・通学用品購入費及び新入学児童生徒学用品費については定額支給とする。

(申請)

第 5 条 就学奨励費の支給を受けようとする者は、就学奨励費支給申請書及び同意・委任状をもって、児童及び生徒の在籍する学校の長(以下「学校長」という。)を経由して教育委員会に申請しなければならない。

- 2 就学奨励費の支給を辞退する者は、辞退届を学校長を経由して、教育委員会に提出しなければならない。

- 3 学校長は、前 2 項の提出文書により就学奨励費支給児童・生徒名簿を作成し、教育委員会に提出しなければならない。

(認定区分と認定種別の決定)

第 6 条 教育委員会は、前条の規定による申請があった場合は、審査のうえ支弁区分を決定し、就学奨励費申請者の認定区分及び認定種別の決定通知をもって、学校長を通じて保護者に通知する。

- 2 就学奨励費申請者が教育委員会の決定に不服があるときは、指定された期日までに就学奨励費決定通知不服申立書を学校長を通じて、教育委員会に提出しなければならない。

(内容報告)

第 7 条 学校長は、就学奨励費の内容について、最良なる注意をもって事務を処理し、教育委員会に報告しなければならない。報告にかかる文書は次のとおり定める。

- (1) 特別支援教育就学奨励費(前期分・後期分)請求書作成に係る調査票
- (2) 通学届
- (3) 通学に要する交通費報告書
- (4) 職場実習交通費報告書
- (5) 交流及び共同学習交通費報告書
- (6) 校外活動費(宿泊を伴うもの)
- (7) 校外活動費(宿泊を伴わないもの)
- (8) 修学旅行費報告書
- (9) 特別支援教育就学奨励費(体育実技用具購入費)に係る領収書等添付台帳
- (10) 申立書(体育実技用具購入費用)
- (11) 就学奨励児童生徒に係る異動届

(支給方法)

第8条 教育委員会は、就学奨励費を支給対象児童及び生徒の就学する学校長に対して当該年度の12月末まで及び翌年度の4月末までの年2回に分けて支給するものとし、当該支給を受けた学校長は、その都度支給決定者に支給するものとする。

2 学校長は、保護者の委任に基づき就学奨励費を代理請求及び代理受領できる。

(届出)

第9条 就学奨励費の支給に係る児童又は生徒及びその保護者が、年度の途中において転出又は死亡等により支給要件を欠くこととなったときは、学校長は、速やかに教育委員会へ就学奨励資格喪失届により届出るものとする。

2 前項に掲げるもののほか、支給の認定を受けた者は、年度の途中において申請の内容に変更が生じたときは、学校長を通じ、就学奨励児童生徒に係る異動届により届出るものとする。

(決定の取消)

第10条 教育委員会は、支給の認定を受けた者が、年度の途中において次の各号のいずれかに該当するときは、支給の決定を取り消すものとする。

(1) 児童又は生徒の保護者が第2条第1項の規定に該当しなくなったとき。

(2) 支給対象児童又は生徒が死亡したとき。

(3) 支給対象児童又は生徒が加古川市以外の小学校、中学校及び義務教育学校に転出したとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか就学奨励費の支給を必要としなくなったとき。

2 教育委員会は、前項の規定により支給の決定を取り消したときは、その旨を奨励費支給決定取消通知書により、保護者及び学校長に通知するものとする。

(様式)

第11条 この要綱に規定する申請その他の手続きに係る書類の様式は、別に定める。

(補則)

第12条 この要綱の施行に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。